

～今から準備しよう～

「改正 労基法」 実務対策セミナー

主催：小野本 社労士 事務所

〒950-2101

新潟市西区五十嵐1の町7229-2

tel 025-268-6120 fax 025-268-6130

HP www.sr-onomoto.jp

長時間の残業をさせることが難しくなる

予定されている労基法改正の重要課題です。

- ☐ 繁忙期に月100時間の残業となることがある
- ☐ 36協定の上限時間を超えることがある
- ☐ 36協定が社内で周知されていない
- ☐ 営業職の労働時間管理はしていない

もし、ひとつでも当てはまるのであれば、今から対策を考える必要があります。改正法は残業のあり方の根本的な見直しを求めています。

セミナーでは 労働時間に絶対的な上限の規制がかけられる改正の内容を中心に徹底解説します。

改正法のポイントを押さえ、早めの対策をとりましょう。



講師 小野本美奈子

「残業の上限時間(絶対に超えてはならない時間)が法律に盛り込まれる」という労基法はじまって以来の改正が進められています。経営者・管理職の方には早くお伝えしないと・・・法案を読んでそんな思いにかられました。

ちょっとした知識不足でおこる人事のトラブルを防止したいとの思いで、各種研修・セミナーを開催しています。

日 時： 平成30年2月16日(金) 13:30～16:30

場 所： 新潟ユニゾンプラザ4階 研修室2(新潟市中央区上所2-2-2)

定 員： 先着20名

受講料： 1人 5,000円(消費税込み)

講 師： 小野本 社労士事務所 小野本 美奈子

参加をご希望の方は、今すぐ **fax 025-268-6130** してください。 お問い合わせ **tel 025-268-6120**
(経営者・実務担当者2名様でのご参加がおすすめ) お申込確認次第、受講票・会場案内図・お振込先案内をお送りいたします。

【 参 加 申 込 書 】 (月 日申込)

御社名		
ご住所 〒		
電話番号	FAX番号	
参加者名	役職	E-mail
参加者名	役職	E-mail

ホ ー ム ペ ー ジ **www.sr-onomoto.jp** でも 随 時 受 付 !